

1 0 年 保 存
機 密 性 1
平成 28 年 1 月 20 日から 平成 38 年 1 月 19 日まで

基 発 0 1 2 0 第 3 号
平 成 2 8 年 1 月 2 0 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

ツアーバスを運行する貸切バス事業者に対する緊急の集中監督の
実施について

平成28年1月15日午前2時頃、長野県内の国道において、スキーツアーバスとして運行していた貸切バスが、対向車線をはみ出して道路右側の崖下に転落し、当該バスの運転者2名を含む15名が死亡、乗客26名が重軽傷を負う自動車事故が発生した。

当該事故の重大性に鑑み、ツアーバスを運行する貸切バス事業者のバス運転者に係る労働条件の確保・改善及び健康確保等を図るため、下記のとおり、緊急の集中監督を実施することとしたので、適切に対応されたい。

記

1 対象事業場

ツアーバスを運行する貸切バス事業者

2 重点確認事項

(1) 労働基準法関係

- ① 時間外・休日労働協定の適正な締結及び届出並びに時間外労働時間等の状況
- ② 自動車運転者の労働時間等の改善のための基準の遵守状況

(2) 労働安全衛生法関係

- ① 雇入れ時健康診断、定期健康診断及び深夜業に係る特殊健康診断の実施状況
- ② 雇入れ時等の安全衛生教育の実施状況
- ③ 衛生委員会における自動車運転者の健康障害の防止及び健康の保持増進に係る調査審議状況等安全衛生管理体制の状況

3 実施時期

本日より3月末まで